

# 木津川市新水道ビジョン中間改訂業務 公募型プロポーザル方式実施要領

## 1 目的

本公募型プロポーザルは、「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務」について、提案書の提出を求め、その提案書を評価する方法により、「優先契約交渉事業者」を選定するため必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

木津川市新水道ビジョン中間改訂業務

### (2) 業務内容

木津川市新水道ビジョンの中間改訂

平成31年3月に策定した平成31年度から令和10年度までの木津川市新水道ビジョンの中間改訂（経営戦略を含む。）を行う。中間改訂に伴う計画見直し期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。ただし、経営戦略については、さらに令和15年度までの5年間の計画を策定することとする。

### (3) 業務仕様書

別紙「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和6年9月30日までとする。

## 3 見積上限額

20,930,000円（消費税抜き金額）を上限とする。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業で次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定す

- る暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 本件の公告日から契約の締結日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
  - (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
  - (6) 木津川市の令和5年度測量・建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格を有するもので、土木関係コンサルタント業務の「上水道及び工業用水」を希望する者であること。
  - (7) 過去10年間（平成25年度～令和4年度）において、水道ビジョン策定（改訂）業務及び水道事業のアセットマネジメント（タイプ3C（標準型））業務の受託実績を有していること。
  - (8) 公営企業会計に精通し、水道事業における経営戦略策定（改訂）業務の受託実績を有していること。
  - (9) 本業務を契約締結できる本社、支店または営業所が近畿圏内に置かれていること。

## 5 参加申込の手続等

### (1) 参加申込書、仕様書の配布方法

#### ①配布期間

令和5年6月15日（木）から令和5年7月6日（木）まで

#### ②配布方法

木津川市ホームページからダウンロードする方法により行う。

トップページ>事業者向け>入札・契約情報>公募型プロポーザルの実施について（業務課）>「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務」公募型プロポーザルの実施について <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>

### (2) 提出書類

#### ①プロポーザル参加申込書（様式1）

#### ②会社概要（様式2）

#### ③業務実績（様式3）

#### ④業務実施体制表（様式4）

#### ⑤配置予定技術者調書（様式5）

#### ⑥配置予定技術者の業務実績（様式6）

#### ⑦木津川市における令和5・6年度測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格審査申請の受理票の写し

(3) 提出先

15に記載の担当課

(4) 受付期間

令和5年6月15日(木)から令和5年7月6日(木)まで

※受付は午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(5) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、受付期間内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

(6) 提出部数

正本1部 副本10部(各一式をA4-Sファイルに綴ること。)

## 6 参加資格の審査及び審査結果の通知

提出書類に基づき応募事業者の参加資格を審査し、当該審査の完了後、令和5年7月11日(火)に応募事業者全員に対して審査結果を書面及び電子メールにて通知する。

## 7 提案書等の提出

参加資格を有すると判断された事業者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年7月12日(水)から令和5年7月21日(金)まで

※受付は午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

15に記載の担当課

(3) 提出方法

持参に限る

(4) 提出書類

①提案書表紙(様式7)

②提案書

様式自由。ただし、「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務仕様書」、「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務プロポーザル方式評価基準」の内容を踏まえて作成し、以下の内容については必ず記載すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるよう記載すること。

- ・業務実施方針、業務工程表、業務実施体制
- ・新水道ビジョン中間改訂業務の内容
- ・経営戦略改訂業務の内容

### ③見積書及び内訳書

様式自由。ただし、各業務の年度ごとの内訳金額を明記し、合計金額を見積額とすること。なお、金額は税抜きとし予定価格以下の金額とし、超えた場合は失格とする。

### (5) 提出部数

正本1部 副本10部（各一式をA4-Sファイルに綴ること。）

CD-R（PDF形式）1部

## 8 1次審査（指定様式、コスト審査）

提出書類に基づき1次審査を行い、評価点の上位4者を2次審査の対象者とする。

参加資格要件を有すると判断された事業者が4者以下の場合は、全ての者を2次審査の対象者とする。

### (1) 評価基準

別紙「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務プロポーザル方式評価基準」のとおり

### (2) 結果通知

令和5年7月27日（木）に、本審査の全参加者に書面及び電子メールにて通知する。

## 9 2次審査（提案書審査、プレゼンテーション審査）

2次審査の対象者に対し、提出された提案書に基づく審査及び下記のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

### (1) 日時

令和5年8月3日（木） 予定

### (2) 場所

木津川市上下水道部 2階 第1会議室

※日時の詳細については8（2）に併せて通知する。

### (3) 出席者

出席者は3名以内とし、説明は配置予定技術者が行うこと。

### (4) 所要時間

45分以内（準備10分、説明20分、質疑応答10分、片付け5分）

### (5) 内容

説明は提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

### (6) 使用機器

プロジェクター、パソコン等については各自で用意すること。スクリーン、電源は本市が用意する。

## (7) 評価基準

別紙「木津川市新水道ビジョン中間改訂業務プロポーザル方式評価基準」のとおり

## 10 最終審査

「8 1次審査(指定様式、コスト審査)」による評価とともに、「9 2次審査(提案書、プレゼンテーション審査)」による評価を加えて最終審査を実施する。

### (1) 審査

本プロポーザルの審査は、木津川市新水道ビジョン中間改訂業務及び木津川市公共下水道事業経営戦略改訂業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」と言う。)で行う。

### (2) 優先契約交渉事業者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者として決定する。なお、最高評価点を得た者が複数の場合は、見積金額の安価な者を選定する。

また、参加者が単独の場合でも審査を行うが、最終審査点数が満点の6割に満たない場合は、優先契約交渉事業者としない。

### (3) 結果通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面及び電子メールで通知するとともに、木津川市ホームページに掲載する。

## 11 契約締結

審査の結果、優先契約交渉事業者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本要領4に定める要件を満たすことができなくなったとき
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき
- (3) 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

## 12 質問及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

### (1) (参加申込み等に関する質問)

#### ①受付期間

令和5年6月15日(木)から令和5年6月26日(月)まで

※受付は午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

②受付方法

質問書（様式8）に記入の上、15に記載の担当課へ電子メールにより提出すること。

③回答日

令和5年7月3日（月）

④回答方法

本市ホームページに掲載する。

(2) 質問内容

質問内容は、参加申込及び提案等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は受け付けない。

### 1.3 スケジュール

年月日	項目
令和5年6月15日（木）	公告・公募開始
令和5年6月15日（木）から 令和5年7月6日（木）まで	公募型プロポーザル実施要領等の公表・配布期間
令和5年6月15日（木）から 令和5年6月26日（月）まで	質問受付期間
令和5年7月3日（月）	質問回答
令和5年6月15日（木） 令和5年7月6日（木）	参加申込書等の受付期間
令和5年7月11日（火）	提案書等の提出を求める者の選定結果通知（参加審査）
令和5年7月12日（水）から 令和5年7月21日（金）まで	提案書等の受付期間
令和5年7月27日（木）	1次審査の選定結果、通知
令和5年8月3日（木）	プレゼンテーション審査（2次審査）
令和5年8月中旬	優先契約交渉事業者決定通知
令和5年8月下旬	契約締結

### 1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルを辞退する時は、参加辞退届（様式9）を提出すること。

- (3) 提案書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、変更前の技術者と同等以上の技術者であると本市の了承を得なければならない。
- (4) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等は、返却しない。
- (6) 提出書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (7) 提出書類等は、審査に必要な範囲において、複製を作成できるものとする。
- (8) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ①提出期限を過ぎて提出された場合
  - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

## 1 5 担当課

〒619-0221

木津川市吐師上柏谷17番地1

木津川市上下水道部業務課総務係（担当者：長岡、宮寄）

電話番号：0774-72-0203（代）、0774-75-1250（直）

FAX番号：0774-72-7331

E-mail：gyomu@city.kizugawa.lg.jp